

者は、何百束燒るとて、薪を多く燒たるを手柄とす、貧しき者までも、皆夫々に燒なり、夜も白晝のごとし、其故に其家は格別暖氣にて、汗も出るほどの事なり、上方などの產婦も、只逆上する事のみを恐れる故、燒火を見る事などはこのまゝ、況やそのごとく、晝夜夥敷燒て、火氣にせめられては、必ず穩なる產婦にても逆上の憂起るべし、上方にては忌べき事を、彼地にては、返つて養生に成と思へり、むかしよりのならはしは、不思儀のものなり、元より邊國は、腹帶といふ事たへてなし、椅子の中にはりて、横寝せずといふ事もなき事なり、產後は心よく横に臥て、氣血を納る事なり、邊土には醫者も取上婆々もなけれども、皆安產して、難產は甚だ稀なり。○中略 又安藝の國嚴島など神地なる故、穢れを殊更忌なり、此島の女、產に臨む時は、急に舟に乗て、藝州の地方に送り、嚴島にては、むかしより產する事なし、少し腹痛むや否や、舟に乗する事なり、輕き時は濱端にて、も安產するもあり、又船中にて產するもあり、產前に動する事、危きことなれども、格別の難產もなく、又產後の病ひも起らず、所々の風儀とて、おかしき事どもなり。

〔日本風土記〕生育

生育、諒其孕婦產月臨日、預選吉日、擇其方向於天井或後院僻靜處所、結蓋一小舍、名曰生衙、令孕婦居于舍內候產、既生之後、水火飲食之類皆禁、

〔日本西教史〕日本國紀事略

產室ニ在ル女子ヲ取扱フニモ、大ニ我國○佛蘭西ト異ナル所アリ、我國ニテハ產婦ヲ休息セシメ、之レニ肉汁ヲ與フ、日本ニテハ殆ド與フル所ナシ、嫁シタル婦人ハ、歩ヲ舉ルニ堪エザル程幅廣キ帶ヲ用ユ、子ヲ孕ム時ハ、狹マキ帶ヲ用ユ、安產ノ爲メナリト云フ、子生ルレバ直チニ冷水ヲ以テ之ヲ洗ヒ、身體ヲシテ強カラシメ、且空氣ノ害ヲ塞グト云フ、